

■ 令和5年度 第1回新潟市環境影響評価審査会 会議録

日 時：令和5年9月21日（木）午後2時～午後4時

会 場：亀田清掃センター 管理棟2階 見学者ホール

出席委員：五十嵐委員、石崎委員、岩瀬委員、及川委員、岡田委員、佐藤根委員、田辺委員、
藤堂委員、中平委員、橋本委員、原田委員、松岡委員、弓場委員、和田委員
(以上14名)

傍 聴 者：1名

報 道：3名

(司 会)

ただいまより、令和5年度第1回新潟市環境影響評価審査会を開催いたします。

本日の進行を務めさせていただきます新潟市環境対策課の小池と申します。よろしくお願いいたします。

本日の出席状況ですが、委員15名のうち9名の委員が会場で、4名の委員がウェブでご出席されており、委員定数の過半数を超えておりますので、新潟市環境影響評価審査会規則第3条第2項の規定により、本日の審査会が成立いたしますことをご報告させていただきます。

ウェブで参加の皆様にご連絡です。ご発言のとき以外はマイクをオフをお願いいたします。また、質疑応答の際にZoomの挙手機能などですとご発言の意向が分かりにくいいため、ご発声いただきまして、ご発言の意向をお示しいただければと思います。会場で参加の皆様につきましては、ご発言の際はマイクをお持ちしますので、ご使用ください。

なお、会議録を作成するため、本会議は録音させていただいておりますので、ご了承ください。

それでは、はじめに環境対策課長の田辺からごあいさつを申し上げます。

(環境対策課長)

皆さんはじめまして。環境対策課長の田辺と申します。

日ごろより、本市の環境行政において多大なるご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。皆様からは、新潟市環境影響評価審査会の本年度からの新たな任期の委員ということで快くお引き受けいただきまして、重ねて感謝申し上げます。ありがとうございます。この審査会は2年ぶりの開催ということになります。本日は令和5年度の第1回目ということで、新潟市亀田清掃センター更新事業の準備書について事業者から説明をいただく

ことになっております。委員の皆様からは、それぞれのご専門のお立場から忌憚のないご意見をお聞かせいただきますよう、よろしく申し上げます。

簡単ではありますが、開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

(司 会)

今の話にもありましたとおり、今回、審査会委員改選後初めての開催となっております。このたびの改選により、菅井委員がご退任され、新たに佐藤根委員にお引き受けいただきました。本日ご出席いただいておりますので、佐藤根委員に一言ごあいさつをいただきたいと思っております。

(佐藤根委員)

新潟食料農業大学の佐藤根妃奈と申します。専門は水産生物環境学といったところで、環境汚染物質が水生生物に与える影響を遺伝子レベルで調べる研究を行っております。微力ながらお役に立てればと思っております。よろしくお願いたします。

(司 会)

佐藤根委員、ありがとうございました。

本来であれば、ここで委員の皆様からごあいさつを頂戴したいところですが、ほかの委員の皆様はすべて再任ということになっておりますので、申し訳ありませんが、ごあいさつは割愛させていただきます。

それでは早速、次第に従い進めます。次第2「会長・副会長の選任について」です。会長・副会長の選出までの進行につきましては、事務局の田辺が務めさせていただきます。

(事務局)

田辺です。改めましてよろしく申し上げます。会長が選任されるまでの間、進行役を務めさせていただきますと思っております。

会長・副会長につきましては、新潟市環境影響評価審査会規則第2条第1項の規定により、委員の互選により選出するとなっております。会長・副会長の選出につきまして、委員の皆様から案はございませんでしょうか。いかがでしょうか。

ないようであれば、事務局の案として、会長を松岡委員に、副会長を原田委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。異議なしというお言葉をいただきましたので、松岡委員に会長を、原田委員に副会長をお願いしたいと思います。

会長・副会長は席のご移動をお願いいたします。

松岡会長と原田副会長から一言ずつごあいさつをお願いしたいと思います。

(会 長)

ご指名いただきました新潟大学の松岡と申します。よろしくお願いします。

まずは、長年、本審査会の会長を務められてこられました及川先生に御礼申し上げたいと思います。及川先生と私は本審査会と審査会の現地視察、審査会とは別になりますけれども、新潟市環境審議会といったところで長年ご一緒させていただいております。その間に扱った案件が一体どのくらいあるのか、すぐに思い出せないくらい多い案件なのですけれども、それらの案件をすべて及川先生はお一人でこれまで対応されてこられました。その間のご苦労というのは大変なものだったと思います。これからも及川先生は本審査会にご出席いただくということですので、少し気楽な気分でご出席いただいて、これからも貴重なご意見をたくさんいただければと考えております。

一方、私ですけれども、及川先生の後任ということで、実はすごいプレッシャーがかかっております。しかし、一生懸命、新潟市の環境行政のお役に立てるように臨んでまいりますので、今後ともよろしくお願いします。簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。

(副会長)

新潟大学農学部原田と申します。このたび、副会長を務めさせていただきます。私のほうも、環境影響評価審査会はそろそろ10年くらいになるのでしょうか。それほどでもないかもしれませんが、これまでは一委員として気づいたところを挙げていたのですけれども、副会長ということですので、会長を支えていくというのが使命かと思っておりますので、会長を支え、本審査会が円滑に進むように微力ながら務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

議事に入る前に、何点かご連絡をさせていただきます。本日の審査会は新潟市新焼却施設整備に係る環境影響評価準備書の1回目の審査会ということで、事業者より準備書についての説明を受けていただく会となります。事業者からの説明のあとに質疑応答の時間を設けておりますが、時間も限られておりますので、後日、メールでもご意見を受けたいと思っております。よろしくお願いいたします。

今日、ウェブでご参加の方がいらっしゃるのですけれども、少し声が聞き取りづらいということがありますので、このあとご説明いただく事業者、またご発言いただく方につきましては、気持ち、お声を大きめにお願いいたします。

それでは、まずはじめに、本事業の準備書について本市より、本審査会へ諮問させていただきます。

(事務局)

新潟市環境影響評価審査会会長・松岡史郎様。新潟市環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書に対する意見について（諮問）。新潟市新焼却施設整備に係る環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見を求めます。令和5年9月21日、新潟市長・中原八一。

よろしく申し上げます。

(司 会)

それでは議事に入ります。以降の進行は松岡会長にお願いいたします。

(会 長)

それでは進めてまいります。まずは事務局より、準備書手続についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の環境対策課の関口でございます。よろしく申し上げます。

資料1をご覧ください。新潟市環境影響評価条例の手続フローです。現在、当該事業は準備書手続に入っております。裏面をご覧ください。準備書手続の部分を抜粋しております。このたびの準備書手続で事業者が7月10日から1か月縦覧を実施し、また7月26日に条例に規定されている説明会を開催しております。本日の審査会は黄色の部分になります。準備書における審査会は2回開催予定です。本日の1回目の審査会で事業所より準備書についての説明を受け、委員の皆様よりご意見をいただきます。いただいたご意見を基に、事務局で答申（案）を作成し、2回目の審査会でお示ししたいと考えております。その後、審査会よりいただいた答申を基に市長意見を形成し、12月下旬に事業者へ通知したいと考えております。

(会 長)

ありがとうございました。

それでは、次第に沿って進めてまいります。次第3「新潟市新焼却施設整備に係る環境影響評価準備書について」、事業者より説明をお願いいたします。

(事業者)

準備書の説明を担当させていただきます新潟県環境衛生研究所の塩野と申します。環境影響評価を実施させていただきました。よろしく申し上げます。資料はお手元に配付されておりますけれども、スライドの資料も作りましたので、画面共有して説明させていただきたい

と思います。

環境影響評価準備書の概要について説明させていただきます。本日の説明内容ですが、こちらに示したとおり、事業計画の概要、環境影響評価の内容をおさらいさせていただいて、続いて、環境影響評価の結果、最後に、先般行った準備書の縦覧と意見書の提出状況についてお伝えいたします。はじめに、事業の概要について簡単に説明いたします。現在、新潟市内の焼却施設は4施設ございますが、このうち、北区の豊栄環境センター、江南区の亀田清掃センター、西蒲区の鎧潟クリーンセンターの3施設は更新もしくは更新を検討する時期を迎えております。また、今後のごみの発生量は人口の減少等によりごみ自体の減少が見込まれる状況でございます。このため、安全かつ効率的な処理体制の構築に向けて、点検、故障等のリスク分担、稼働コスト及び温室効果ガスの排出量の低減、これらの観点を踏まえて、稼働年数が短い新田清掃センターと亀田清掃センターの更新施設に統合し、鎧潟と豊栄を停止することにしました。

続きまして、新焼却設備の検討経緯について説明いたします。新潟市一般廃棄物処理基本計画は市の廃棄物行政における総合的な指針であり、適正処理、3Rの推進、ごみの減量、処理施設等について記載しており、現在の計画は令和2年3月に策定したものです。こちらの計画では、新施設整備関連の施策として、安定かつ効率的な処理体制において、先ほど説明したとおり焼却施設の統合と亀田清掃センターの建て替えを掲げるほか、低炭素社会に向けた体制整備において、再生可能エネルギーであるごみ発電の向上や災害面に強い施設整備等について掲げております。

次に、一般廃棄物処理基本計画の理念及び施策を具体化するための基本条件や課題を抽出し整理した新焼却施設整備基本計画を令和4年3月に策定いたしました。ここでは、スライドに示す基本方針の①から⑤に加え、施設規模や公害防止基準など施設の基本的条件を示しております。詳細は後のスライドで説明いたします。なお、資料右側の周辺住民の方々への説明についてですが、令和元年度に施設の統合と亀田更新の方針を決めた際と、施設整備基本計画策定の際に住民説明会を開催しております。また、施設整備計画策定時にはパブリックコメントを実施し、全市から意見聴取と計画の周知を図っております。このほか、本環境影響評価に係る縦覧及び説明会、コミュニティ協議会等での説明を含め、周辺住民の方には丁寧に事業の内容をお伝えしながら事業を進めているところです。

続いて、焼却施設の配置ですが、スライドに示すとおりで、現在稼働している①から④のうち、③の鎧潟と④豊栄を停止する計画であり、鎧潟のごみは新田で、豊栄のごみは亀田で処理する計画としております。

続いて、更新事業の施設計画の概要をご説明いたします。新施設の位置ですが、江南区亀

田 1835 番地 1 で、こちらの施設の隣の現在の亀田清掃センター附属運動公園の場所に計画しております。施設機能は、処理能力として 1 日あたり 459 トン。これは現施設の 390 トンの約 2 割増しの規模になります。処理方式は、検討委員会での評価を経て、流動床式からストーカ式に変更される計画です。煙突の高さについては、次のページに示す検討を経て、現施設と同じ 59 メートルといたします。また、稼働時間、日数も現施設と同様とする計画です。なお、排水は下水道接続とし、公共用水域への放流は行わない計画としております。新施設はここに示す 5 つの基本方針、「環境にやさしい」、「安全安心」、「低炭素社会を推進」、「災害に強い」、「経済性」を踏まえた整備を進めてまいります。

ここで処理方式の検討経緯について補足で説明させていただきます。処理方式については外部の有識者を含めた処理方式検討委員会にて方式の評価を行い決定しております。まず、処理方式の評価についてです。評価の流れとしては、1 次評価にて採用実績の少ない処理方式を除外しており、2 次評価にて、第 1 段階として、1 次評価で選定した処理方式の必須項目への適合確認。第 2 段階として、相対評価として点数化をして総合評価を行いました。評価の結果は下段表のとおりです。1 次評価にて処理方式を焼却方式としてはストーカ式、流動床式、ガス化熔融方式ではシャフト炉式、流動床式、ストーカ式とメタン発酵を合わせたコンバインドシステムの 5 つの方式を選定いたしました。2 次評価の第 1 段階の適合評価では、必須要件である公害防止性能、連続稼働実績、地震・浸水対策、停電、爆発等対策について適合を評価して、5 方式ともすべて適合すると評価されています。第 2 段階の相対評価では、評価項目①の環境にやさしいから、⑤の経済性のうち、④災害に強いを除く 4 つの評価項目について点数化を行っており、その結果、ストーカ式焼却方式が最も有利な処理方式であると評価されております。①環境の点で流動床式のほうが評価値が高い結果になっておりますけれども、こちらについては設置面積について有利であるというところの評点が高く、それ以外についてはストーカ式と変わらないという状況です。その点だけで環境の点数が上がっているというところがございます。

続いて、処理方式の選定と概要についてです。こちらの図に示したのがストーカ式の概要になります。処理方式は、委員会の評価を踏まえるとともに、対応プラントメーカーが多数存在し競争性が期待されることから、ストーカ式焼却方式を選定しております。ストーカ式は、主に階段状の火格子の上で焼却させる方式でございます。ごみは大きく分けて、①ごみの十分な乾燥を行う乾燥帯、②ごみが発火し、高温下で燃える燃焼帯、③焼却灰中の未燃性分の燃え切りを行う後燃焼帯の順に、3 段階で効率よく完全燃焼されます。燃焼温度は 850 度以上であり、機種によって火格子の段数や形状、駆動方式等はさまざま存在しております。

施設計画の概要説明に戻ります。煙突高さについては当初の段階では 2 案が挙げられてお

りまして、こちらについて比較検討しております。煙突高さの比較評価では、排ガスによる影響については大きな差がなく、いずれも基準等を十分満足すると考えられます。一方で、景観への影響程度、構造や経済性については、現行と同じ 59 メートルが有利と評価されております。

続いて、新施設（排ガス）の公害防止基準についてこちらに示しています。こちらに示したとおり、法基準はもとより、現行の基準よりも厳しい数値を掲げております。大気質の予測に際しては、こちらの排出基準を満足する排ガスであることを条件として予測を進めております。

続いて、新施設の配置計画はこちらに示すように、現在の亀田清掃センター附属運動公園の位置に建設予定です。田舟の里は継続します。新施設を建設し稼働を始めたあとに現施設の解体工事を行います。新施設の配置の詳細は今後、プラントメーカーの提案を受けて決定しますが、準備書段階では、こちらの図に示す配置をベースに評価を行っております。

次に、新施設の建設工事の工程ですが、令和 7 年度に着工予定で、まず、附属運動公園の地下の残置構造物の解体撤去を行います。土工工事等は令和 8 年度、本体工事のメインは令和 9 年度を予定しております。令和 11 年度には本稼働を目指しております。現施設は新施設稼働後に解体しますが、ここには早期着工した場合を想定して時期を記しております。

事業計画の説明は以上になりますが、準備書の作成、公表、それ以降に計画の内容に変更があった箇所がございますので、説明をつけ加えます。一つ目が処理能力についてです。準備書では、先ほど説明のとおり 1 日あたり 459 トンとしておりますが、ごみ量の実績を踏まえた精査によって 420 トンに変更しております。若干減っております。二つ目はこのスライドに示している工期になりますけれども、働き方改革等により、工期を延長して 4 年間から 5 年間に変更を行いました。この 2 点の変更による環境変化の予測評価に関してですが、処理能力が減少しますので、排ガス量、工事規模、ごみ収集車両の台数などは環境への影響が小さくなる方向と考えております。また、工期についても、予測評価ではピーク時の影響を評価するものが大半ですので、工期の延長により影響が大きくなる項目はないと考えておりますが、この変更によって影響が大きくなる項目がある場合は、評価書において見直しを考えております。

続いて、環境影響評価の内容についてご説明いたします。焼却施設の更新事業では建設工事や解体工事の粉塵や騒音、振動などの影響、施設を供用したときの排ガスや廃棄物の運搬車両による大気質や騒音などの影響が考えられます。これらの事業による影響要因と周辺地域の状況を踏まえ、環境影響評価を行う項目を選定し、それぞれの項目について現況調査を行い、事業による変化の程度を予測して、その影響の大きさを評価します。環境影響評価の

手法は方法書に示しましたが、方法書に対しての市長意見と、その意見への見解、今回の準備書等の対応について整理しましたので、示しています。まず、大気質に係る要件では、煙突高さについて、さきに述べたように現行と同じ 59 メートルとして予測評価を行っております。また、調査予測地点として、施設の東側、線路をまたいで新潟向陽高校の周辺で地点を追加しております。騒音に関しては、予測式で種々の要因による減衰量を加えた式で予測を行っております。施設の設備は屋内設置という前提で開口部を考慮した予測を行っております。また、低周波音の予測評価では、評価の方法として建具のがたつき始める音圧レベル並びに可聴音の不快さを感じる音圧レベルとの比較を行っております。

続いて、土壌については砒素による汚染が認められる箇所がございますので、当該箇所は原則工事では触れない施工計画としており、仮に触れるような場合は、土壌汚染対策法というものが別に定められており、この法に基づいて適切に対策、処理を行うことといたしました。水質についてですが、工事排水に地下水が含まれる場合は、砒素による汚染のおそれがございますので、排出量を低減する工法の採用や排出する場合は薬剤処理等により水質汚濁防止法による排水基準に適合する水質で排水する計画としております。

続いて、動物については、ハクチョウについてのご意見をいただきましたので、冬期のハクチョウ類の調査を実施しており、採餌場としての利用状況や飛行コース、環境保全対策を踏まえて、採餌場への影響を含めバードストライクについて予測を行っております。

続いて、景観については、計画地近隣の住宅地やアクセス道路からのものも予測地点として追加しております。施設近傍での景観についての予測を行っております。温室効果ガスについては、施設を統合する効果による削減量、再生可能エネルギー導入による削減量を明らかにして予測をしております。

意見に対しての対応、見解としての説明は以上です。

続いて、環境影響評価項目の選定になりますが、環境影響評価項目は、ここまでのご意見を踏まえ、新潟市の環境影響評価技術指針に基づいて選定しております。方法書段階と異なる項目の点は、動物でハクチョウ類を評価項目に加えているところです。ここに示す項目それぞれについて、施設が稼働したときの供用時と建設工事、解体工事を行っているときの工事中の影響を予測評価した結果について、次のページより個々に示しています。

ここでは、大気質の現況調査結果を示します。対象事業実施区域及びその周辺において、ここに示す6地点で季節ごとに大気質の現況調査を行っております。ここで示している St. 6が追加した新潟向陽高校付近の調査地点になります。予測に用いた気象データについては、St. 1（気象）と示した地点において1年間継続して測定した値を用いています。なお、異常年検定を行った結果、危険率1パーセントにおいて採択され、測定した1年間は異常では

なかったと判断されております。大気質の影響濃度が下段に示されており、すべての調査地点で環境基準よりも十分低い値となっております。また、いずれの結果も一般測定局の結果と同程度の値でした。なお、一般測定局では塩化水素の測定はやっていないため、比較ができない状況です。

続いて、施設の排ガスによる大気質への影響の予測結果について示しております。こちらの表は長期的な年平均濃度として予測した結果を示しております。最大着地濃度地点は、事業区域から東に約 780 メートルの位置に出現していました。当該地点の予測濃度はいずれの項目も評価基準よりも十分に低い値となっております。

次のページからは、その濃度をコンターに示したものを掲載しております。こちらは二酸化硫黄、続いて二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀を示しており、このコンター図はいずれもごく低濃度で表現しております。差がついておりますが、低濃度での濃度差を表現したものばかりになります。最大着地濃度地点は計画地東側の信越本線を越えたあたりに行くことが示されております。

続いて、排ガスの予測の短期高濃度予測結果を示しています。大気安定度の状態による施設の排ガスの影響が高濃度となる場合を想定して、1 時間値濃度を予測した結果になります。最大着地濃度地点は逆転層崩壊時に最も事業区域に近く、約 270 メートルの位置が予測されました。このとき大気質濃度も最大となっております。その時の濃度でもすべての項目が評価基準よりも十分に低い値となる予測結果となっております。

以上の結果から、施設排ガスによる大気質への影響は長期的にも短期的にも十分小さいものであると予測されました。また、施設の運転においては有害物質の発生を抑制するとともに排ガスの監視を行うことによって影響の低減が図られているものと考えます。

続いて、悪臭の状況です。悪臭の指標である臭気指数の現況の調査結果は、すべての地点で 10 未満となりました。また、特定悪臭物質は 22 項目ございますが、これもすべての物質が定量下限値未満という現況結果でございました。予測結果についても、最大着地濃度地点でも臭気指数は 10 未満となり、施設の稼働による影響は認められませんでした。新施設の構造や環境保全措置については現施設と同等またはそれ以上となるため、新施設においても悪臭への影響の低減が図られるものと考えております。

続いて、施設供用時の騒音・振動・低周波音の予測結果について説明いたします。施設の稼働による騒音の影響は現況の騒音に対して十分に小さく、評価基準以下となっております。振動についてですが、敷地境界上では現況よりも施設が近くなるため値が高くなるのですが、評価基準値以下であると予測されております。なお、振動が人に検知される感覚閾値は、こちらは 55 デシベルといわれており、予測結果はこれを十分に下回っております。低

周波音についても、施設の稼働による影響は十分に小さく、評価の参考値を満足する結果となっております。こちらは1/3オクターブバンド音圧レベルを図にしたもので、これを人の感覚と比較してみますと、圧迫感や揺動感を感じるレベルを図ではグレーのエリアで示しておりますが、そちらよりも十分低いものであります。建具ががたつき始める音圧レベルについての既存のデータをグラフ化したのですけれども、がたつき閾値と比較しても、いずれの周波数においてもそれ以下の値と予測されました。また、施設の計画では、吸音材や防振ゴムなどを導入することから、環境影響の低減を図れると考えております。

続いて、景観の調査について説明いたします。景観の調査は施設が視認できる主要な眺望点、公園など人が訪れて風景を楽しめるような場所や、最寄りの住宅地等において季節ごとに行いました。予測は現況写真に施設完成予想図を合成したフォトモンタージュにより行いました。なお、施設の詳細な外観は未定ですので、事業計画から施設の大きさを決めて、色彩については現施設と同様としております。フォトモンタージュの予測結果をいくつか抜粋して次に示します。こちらは亀田排水路公園と桜で有名なすごぼりの桜並木からの景観です。新施設は現施設と同程度の大きさとなるため、景観の大きな変化はないと予測されます。

続いて、近景でのフォトモンタージュをお示しします。こちらは、追加した地点である施設近郊の住宅地からの景観で、木に隠れるような場所ですが、景観に大きな変化はないと予測されております。また、新施設の設計にあたっては、新潟市景観計画の景観形成基準を踏まえた意匠、色彩への配慮を加えるとともに、敷地内の植栽等により周辺環境との調和を図ることから、施設の存在による景観への影響は実施可能な範囲で低減されていると考えております。

続いて、新施設が稼働したあとの廃棄物の運搬車両の運行による環境影響の予測結果を示します。こちらに調査予測地点を示しておりますが、主要な搬入ルート上の7地点を選定しております。廃棄物運搬車両の台数について、日当たり270台が往復する計画としております。各道路での通行台数については、現行の運行実績を基に配分しております。No.3やNo.4は現行よりも運行台数が減り、一方、No.1地点の路線へ収集車を回す計画ですので、No.1が最も多くなるような計画となっております。

続いて、大気質のうち降下ばいじんの予測結果について示した表になります。こちらはいずれも評価基準よりも十分に低い値となっております。廃棄物運搬車両に係る大気質のその他の項目についても、評価基準を十分に満足する値となっております。

次のページは、騒音と振動の予測結果を示しております。騒音については評価基準を超える予測結果が含まれますが、こちらの地点では主に交通量の多さの影響で評価基準を現況ですでに超えております。廃棄物運搬車両の増加分はNo.1で1dB、No.2から東新潟病院前で0

dB であり、現況非悪化の観点から評価基準を満足しております。振動についても予測結果は評価基準より十分低い値でありました。また、廃棄物運搬車両の運行にあたっては、住宅地付近の走行を避ける搬入ルートを設定することや、環境配慮型の車両導入を促進するなどにより、大気質、騒音、振動への影響は低減されるものと考えております。

続いて、工事における影響について述べていきます。工事で用いる建設機械による影響予測についてご説明します。工事に伴う粉塵の影響は降下ばいじん量で評価いたします。季節ごとの降下ばいじん量の予測結果はすべての地点で評価基準を満足しております。ここにコンター図を示しておりますが、これは春季の予測結果を示したものを代表としております。ほかの季節は割愛させていただきました。

次に、建設工事による騒音ですが、敷地境界の St. 1 でも評価基準を十分に下回る予測結果となっております。St. 2 は近隣の保育園の位置でございますが、こちらの予測値の上昇程度は小さく、現況の著しい悪化は予測されませんでした。

続いて、工事の振動についてです。こちらの敷地境界の St. 1 でも評価基準を十分に下回る結果となっております。St. 2 の Y O U なかの保育園の位置では 1 割程度上昇するという予測結果ですが、先ほども紹介した人の感覚閾値とされる 55 デシベルを十分に下回っておりまして、現況の著しい悪化は予測されないと評価しております。また、環境保全措置として、仮囲いの設置や散水、環境配慮型重機の使用、作業時間への配慮などにより周辺環境への影響が軽減されるものと考えています。

続いて、工事に伴う影響のうち、資材等運搬車両の運行です。こちらは資料では廃棄物運搬車両と書いておりますが、資材等運搬車両等の誤りです。資材等運搬車両の主な運行ルートについてですが、ここに示す路線になります。この沿線上に 3 地点と、配慮が必要な施設として東新潟病院前を予測地点として設定しております。大気質の予測項目は車両の走行に伴う粉塵、排ガスの二酸化窒素、浮遊粒子状物質の 3 項目を行っております。大気質の予測結果はいずれの項目も評価基準を満足するものでありました。

資材等運搬車両の走行に伴う騒音、振動についても、すべての地点で評価基準を満足する結果となっております。なお、先ほども申しましたように、もともとの交通量の多さや周辺状況から現況が評価基準を超えている地点がありましたが、資材等運搬車両による上乘せ分がいずれの地点も 1 デシベルと小さく、著しい騒音の増加はございませんでした。また、資材等運搬車両については環境配慮型モデルの導入促進や運行時間帯を集中させないよう分散化するなどにより、環境への影響の低減を図ります。これらのことから、資材等運搬車両による環境への影響は実施可能な範囲で低減されているものと考えています。

続いて、水質について説明させていただきます。工事による水質への影響としては、工事

で生じた裸地への降雨により発生する濁水の影響と、土壌や周辺地下水から検出された有害物質の砒素についての対応を検討しております。なお、施設排水は下水道接続を計画しておりますので、施設排水による水質汚濁は評価の対象からは外しております。工事中の濁水については、仮設の濁水処理などを行うことにより、濁りを放流目標値以下にすることで、排水先河川への影響は十分小さくなるという予測結果となりました。基礎掘削等で地下水を揚水する場合などは、その水に砒素が含まれるおそれがございますので、施設外への排水量を抑止する工法を採用することや、薬剤処理等を行うことにより周辺への影響を回避または低減することといたします。また、工事中の排水については水質のモニタリングを行い、仮設処理設備等を適切に運用管理してまいる所存です。これらのことにより、工事に伴う水質への影響は回避・低減されるものと考えております。

続いて、水質でも述べましたが、対象事業実施区域内で土壌調査の結果、砒素が基準を超えて検出された箇所がございます。こちらの図は土壌汚染状況調査の結果を示した平面図になります。調査対象地を10メートル格子と30メートル格子で区切って調査しておりまして、赤く示した10メートル格子の一区画が基準超過が認められた部分です。基準超過の状況はここに示したとおり、溶出量基準をわずかに超えるというレベルでございます。汚染土壌の存在する深さについては、地表面から、ここではグラウンドレベルをGLという表現をしていますが、GL-5から-7メートルの範囲に限られるものでございました。また、対象事業実施区域内の地下水は1年間調査しており、その結果から、地表から1.67から3.11メートルの範囲であることが判明しております。今回の事業での工事計画では掘削深度が最大約13メートルになると予測されておりますので、地下水に影響を与える可能性がございます。地下水位を低下させない工法、例えば汲み上げた水を地下に環流するなどの手法も検討して影響の低減を図っていきたいと思います。また、土壌汚染が確認された区画では、当該汚染深度までの掘削を行わない施工計画としております。仮に掘削等を行う場合は土壌汚染対策法に基づいて適切な対策を実施し、影響の低減を図る計画といたします。これらのことから、事業による土壌汚染及び地盤沈下への影響は可能な範囲で回避・低減されているものと考えます。

続いて、施設の供用と工事に発生する温室効果ガスの予測結果について示しています。工事中は、建設機材、工事車両により温室効果ガスが発生しますが、工事期間中の一時的なものとなります。ちなみに、予測結果は工事で二酸化炭素として約5,000トン、解体工事では1,500トンという数字が出ております。これはどちらも工事期間中の一時的に出るものでございます。また、工事に際しては環境配慮型の建設機械等の採用によって、可能な範囲で温室効果ガスの発生量の低減を図るものとしております。施設の供用時に関しては、4施設

から2施設に統合するため、廃棄物運搬車両の走行距離が延びることによって車両からの二酸化炭素排出量は増加いたしますが、施設の統合と更新によって燃料等の使用量の減少、廃棄物発電量が増加することで、二酸化炭素排出量が大きく減少すると予測されております。その削減量は年間4万8,000トンあまりと予測されております。これらのことから、事業による温室効果ガス発生量への影響は可能な範囲で低減が図られているものと考えております。

続いて、工事中、供用時の廃棄物と文化財の影響について示します。廃棄物については、工事で発生する土砂の敷地内での再利用や建設副産物の分別、再資源化に努めます。また、供用時は3Rの推進によって焼却処理量を低減するとともに、適正な燃焼管理によって焼却灰発生量の低減を図ります。これらのことにより、廃棄物等への影響は可能な範囲で低減が図られるものと考えております。また、文化財に関しては、市の歴史文化課が行った埋蔵文化財調査の結果等により、事業区域内では埋蔵文化財は発見されておらず影響はないと予測しております。

続いて、追加で実施した動物に関してです。動物に関しては、対象事業実施区域の周辺は冬季にハクチョウ類の採餌場所として利用されていることから、その利用状況と飛行コースの状況を調査いたしました。その結果、ハクチョウ類のほか天然記念物であるオオヒシクイやマガンの飛行が確認されました。しかし、これらの種類を含めハクチョウ類は施設の上空を飛行するケースはごく少数で、また、現施設でも過去にバードストライクの事例は認められないことから、施設の建て替えによる影響は軽微であると予測されます。また、工事や施設の騒音対策、振動対策を行うことでハクチョウ類への影響の低減を図るとともに、新施設ではガラスの多用を避ける等意匠面での配慮により、バードストライクの防止を図っております。これらのことにより、ハクチョウ類への影響は可能な範囲で回避・低減されるものと考えております。

最後に、事後調査について述べさせていただきます。環境影響評価の各項目の結果の概要は、いずれの項目でも基準を満足し、影響は軽微、または影響を及ぼさないといった評価結果でしたが、影響の程度に変化が生じる可能性がある項目については、こちらに示すように、事後調査とモニタリングを行っていく計画でございます。これらを行うことにより綿密な環境保全措置につなげ、事業実施による環境影響を回避または低減させていく所存でございます。

予測評価の結果については以上になります。

最後に、準備書の縦覧をしており、意見書等の提出状況について触れさせていただきます。今年7月10日から8月9日まで、このスライドに示す箇所で準備書の縦覧を実施いたしました。その結果、市民の皆様からのご意見の提出はございませんでした。また7月26日に、

この準備書に係る住民説明会を実施しております。参加者数の総数は 13 名となっております。大気質の現況調査地点の選定理由や意見書の取扱について意見が出されました。

説明は以上になります。

(会 長)

ありがとうございました。それでは、質疑応答に入ります。これまでの説明に関してご質問等はございませんでしょうか。

(A委員)

1点、お尋ねしたい点があります。お配りいただいた資料 28 の水質に関する部分なのですけれども、例えば地下水について砒素が含まれる前提で、揚水した地下水の敷地外への放流を抑制する工法や、薬剤処理等を行うことによって周辺への影響を回避・低減しますというご説明をされたのですけれども、薬剤処理ということで、具体的にどのようなことを検討されているのでしょうか。ホウ素などはよい吸着剤があるのですけれども、砒素というのはそんなに簡単に水の中から取れるものなのですか。

(事業者)

おっしゃるとおりで、砒素はなかなか難しい項目だと思うのですけれども、濁りと一緒に出るケースがございますので、濁水処理でPACを使うとか、いわゆる濁水処理の延長だと思うのですけれども、そういったもので低減をまず試みることを考えています。それ以外については現段階ではまだ知見を踏まえておりませんが、今後検討していきたいと考えています。

(A委員)

PACと一緒に凝集沈殿したときに、一緒に取り除けるというご説明ですね。

(事業者)

そうですね。細かい粒子についている部分というのがけっこう砒素にもございますので、全体量としてはそれで低減されると考えております。ただ、おっしゃるとおり、溶存しているもの、遊離の砒素というのは少し難しいと思いますので、これは課題になろうかと思いません。

(A委員)

溶けているのが3プラスか5プラスかによって全然化学的な性質は違うので、そのあたりの情報がないと申し上げにくいのですけれども、検討いただければと思います。

もう1点が、今回新設するものというのは下水に直接つなぐということで、山崎排水路には多分何も流れていかないという状況で、現在ある焼却施設からは山崎排水路に排水が流れているということによろしいのですか。

(事業者)

今のご質問ですけれども、今の施設でも実際のところ排水は出ていないです。というのも、施設の中で使った汚水は施設の中で排水処理をして施設の中で使う計画としております。実際に使うところは、排ガス処理の中で排ガスの温度を下げる減温塔という水を吹いているところになります。新しい施設を下水道につなぐ理由として、減温塔で水を吹くということが熱損失につながって、発電量が低下してしまうというところがありますので、近くまで下水管がきているというところもあって、下水道に排水をつなぐことによって発電の最大化を図るという計画です。ですので、今の施設も水は全然出ていないというところは変わらないです。

(会長)

ほかにご質問等はございませんでしょうか。

(B委員)

埋蔵文化財の件なのですが、歴史文化課で試掘調査をしたということなのですからけれども、グラウンドレベルからマイナス何メートルの深度まで掘ったのか、その辺のデータを知りたいのですけれども。

(事業者)

確かに、準備書の中で具体的なデータの掲載がなかったと思います。今すぐ出てこないかもしれないので、持ち帰りで検討させていただいてもよろしいでしょうか。

(B委員)

この説明書では、遺跡も存在する可能性がある新砂丘ⅠとⅡの間の砂丘間低地と申しますが、その位置に開発行為の場所があたるということで、そういう認識の中ではよろしいかと思いますが、一応、参考までに深さの点が気になりますので、よろしく願います。

(事業者)

先ほどのご質問の件ですけれども、試掘がだいたい3.5メートルくらいです。

(B委員)

けっこう浅いんですね。

(事業者)

その試掘調査の結果と、過去にやったボーリング調査の結果などから歴史文化課で判断をした中で、ここに埋蔵文化財はないだろうという見解になっております。

(B委員)

私としては気になる深さではありますが、一応、専門の歴史文化課の意見ということであれば致し方ないと思います。

(C委員)

3ページの上に5つの基本方針があるのですが、この4番目に「災害に強い」とあります。地震や津波というのは当然想定されているかと思うのですが、最近は異常気象ということで、この間も竜巻が発生したり強風の被害があちこちで起きているのですが、高い煙突があるので、素人としてはそれがどうなのかなと思っています。

(事業者)

災害に強いという部分ですけれども、今言われましたように、耐水性、耐震性をまずしっかりするというのが一つあります。加えて、この方針に書かせてもらったところの意図として、まず強い建物にしますというのが前提としてありまして、そのほか、防災機能というところも掲げておりまして、建物が強いという部分と、施設で発電できますので、仮に周辺が停電した状況であってもごみがあればそこで発電できて、電気が使える避難所ができるというところがあります。今の亀田清掃センターでも発電はしているのですけれども、大地震が起きたときは一度安全のために施設を停止します。そのときに電気を東北電力から買って起動するのですけれども、新しい施設では、仮に東北電力が停電になっていたとしても非常用の発電機を回して施設を稼働して、それによって発電ができるというようなことをします。それによって「災害に強い」ということになります。今の竜巻などについても、施設を強靱化するというところで対応できると思っておりますし、強靱な施設ができることによって地震や津波、洪水の中で多量の災害廃棄物が出たような場合にも、施設が無事であることによって早期の災害廃棄物処理ができることから、「災害に強い」という方針を示させていただいています。

(D委員)

騒音とか振動等について、この説明書についてお聞きしたいのですけれども、例えば資料の19ページあるいは18ページを見ると、予測した結果が出ていますけれども、現況があって、寄与分というのがあって、それを合計すると現況+寄与と。最終結果が、例えば評価基準に比べてどうこうと評価されていますが、これはよろしいと思うのですけれども、一方、工事車両とか廃棄物運搬車両のところの評価になると、こういう評価ではなくて、例えば24ページの下のように、現況があって、いきなり予測結果となっています。やはりこれは、増加なりあるいはどう変わるかによってどうなるかという数値を掲載して、それで現況と比べて、あるいは最終的な予測結果としてどうなのかというふうにまとめないといけないと思うのです。この準備書がどうなっているかチェックはしていないのですけれども、それで問題はないよというふうな形をとらないと、環境影響評価としてはよろしくないのではないかと思います。

(事業者)

ご指摘ありがとうございます。今回示した資料では、正直、スペースの関係で割愛してしまっているようなところがございます。実際、本編では寄与分というところも表現して整理は進めておりますので、今回、表現が足りなかったところです。同じ騒音、振動でも別の工事中の運搬車両だったりすると、そこは寄与分というものをそのまま使っていたりして、単純にスペースの問題で割愛しているところがございます。大変失礼いたしました。

(D委員)

それから、低周波、低い騒音の問題ですけれども、これは、準備書にも取り入れていただいて、ありがとうございます。これについて、例えば送風機などを室内に入れるからいいとおっしゃったのですけれども、室内に入れると、一般的にいうと、例えば自動車を走らせて、トンネルに入ると、相当高まりますよね。トンネル坑口から音響放射して、かえってトンネルのない場合に比べると騒音がある方向には増加するということがあるので、一概に建物に入れば騒音は低減するということとは言えないはずです。これについても、一般の機械類の騒音と同じように、室内の機械類のパワーレベルと吸音状況、容積とかそういったものを評価して、壁面から透過するものがどうなるかということ、厳密に言えば計算しなければならないはずで、室内に入れるからいいよとってしまうと、それはいいすぎではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

(事業者)

ご指摘のとおりかと思えます。今回の予測に際しても、原則室内に入れておりますけれども、入れたうえで、壁面なり間仕切りの吸音等も考慮したうえで、それからあとは開口部、ガラリーの構造等を踏まえて、それで予測をしております。

(D委員)

低い周波数の音もそうしていますか。なかなかデータがないと思えますけれども。

(事業者)

そこはしていません。

(D委員)

そこはもう少し詰めたほうがよろしいのではないかと思います。

それから、評価の 19 ページの上の三角形と薄い青い曲線が重なっていないからいいようなことをおっしゃっていましたが、そのほかにきちんと領域で、気になるだとか気にならないとか、圧迫感を感じるかという評価の文字が書いてあります。これは中に入るようだったらとんでもない話であって、このデータは敷地境界ですよ。敷地境界ではこうだけれども、例えば St. 2 といったところも予測して、それがどうなのかということの評価さ

れないと、敷地境界に住んでいる人はいないわけですから。敷地境界で十分低いから、さらに離れたところには影響がないという推測です。例えば建物から St. 1は何メートルに対して St. 2は何メートルだから、このくらいは減衰するだろうからという推定ならけっこうですが、それをやるくらいならば、St. 2の地点で予測をされて、これで十分低いという評価をしないとよろしくないだろうと。これを見ると、かなり危険領域に近づいていますよね。明らかに音が聞こえるよという、気になるかどうかは別としても、かなりはっきり分かるといったときに、踏み込んだ点線が入っているかと思うのです。これが一般の民家やあるいは静音を必要とするような施設のデータがこれの領域に入っていると、十分とはいえない評価になると思います。その辺をもう一度、予測地点について考慮して評価をしていただきたいと思います。

(事業者)

低周波音については確かに説明不足のところもございましたけれども、こちらの予測手法としては、類似施設であるストーカ炉を使っている新田の敷地境界でも低周波音を測定しておりまして、こちらの値を敷地境界の予測値扱いで類似事例ということで引用しております。さらに、そこからの距離等で St. 2について予測はしております。ページでいうと 19 ページ、先ほどの三角形のあるページのグラフの左側にあるところの表の中に St. 1 と St. 2 というのがありますけれども、ここの部分が St. 2 で予測した部分の予測値という形になっております。

(D委員)

このグラフの点を結んだのが St. 2 ですか。

(事業者)

そうではなくて、このグラフの中には入れてはいないのですけれども、グラフの横にある表の予測結果というところで、St. 1 と St. 2 を入れているところであります。

(D委員)

G 特性音圧レベルがこうですというだけでは不十分ですよということで、このグラフを使ってほしいとたしか申し上げたと思います。

(事業者)

そうですね。1/3 オクターブレベルでの数値を St. 2 でも計算しております。ここで表現していなかったのも、そちらについて今一度、表現について改めてみたいかと思います。

(D委員)

計算したというのは、要するに類似の施設のデータを持って来たということなのですね。

(事業者)

そうですね。

(D委員)

別に計算したわけではないのですね。

(事業者)

St. 1に関しては、敷地境界はそのとおりです。

(D委員)

St. 2については計算したのですが。

(事業者)

St. 2については距離減衰に入れて計算を。

(D委員)

要するに先ほども言いましたけれども、室内に送風機等を入れて、それから壁面からの音圧レベルがこうだから、距離が離れるとこうなりますという計算をするほうが順当な方法だと思うのです。そういうことをしなかったというふうにおっしゃったので。

(事業者)

騒音に関してはその手法でやっておりますけれども、低周波音域に関する予測は、その手法になっておりません。

(D委員)

それはしっかりと明記して、こういう方法で St. 1 を予測して、St. 2 についてはこういった距離関係から推定しましたということを明確に、準備書のレベルでも補足説明が可能ですから、追加でできるはずですから、きちんとしていただきたいと思います。その結果として、St. 2 だったらこうですということをこの図の中に入れていただかないとまずいと思います。それを基にして、影響があるのかないのかという評価をしていただきたいと思います。

(事業者)

ありがとうございました。こちらの表現が足りなかったところはおわび申し上げます。評価書本編ではそういったことに配慮して記載していきたいと思います。

(D委員)

環境基準をすでにオーバーしているところの交通量と、この影響は非常に小さいからいいよと評価しているのですけれども、環境基準の考え方からいうと、すでにオーバーしているところにインパクトのある事業をしてはいけないということになるかと思うのです。ただ実際問題としては、なかなかそうはいかないということであれば、オーバーしている理由を、少し書いてあったようですけれども、きちんと整理して、例えばその交通量はこうだけ

ども、これはどういうものに起因しているものであるということを分析して、その地域特性等を考慮して、すぐには対処できないからとか、いろいろな評価をしなければならないと。周辺状況と書いてありますけれども、周辺状況では全く影響評価のドキュメントとしては不十分だと思います。環境基準を超えている部分についてはやはりデリケートな部分ですから、きちんと現状分析して、事業のインパクトがどのくらいになるのかということと比較して、許してねという形の表現にしないと、破綻していると思うのです。いわゆる環境基準を問題にして評価するのであれば、そういう事業がそこに展開できないということになるかと思えますので、その辺はもう少しうまい表現をしていただきたいと思います。

(事業者)

ご意見ありがとうございました。そのあたりは配慮して、文言も改めたいと思います。

(E委員)

3点教えていただきたいのですが、今、交通量という話が出まして、基準があるということではないのですが、実際、交通量がかなり多いところで、生活をするうえで、朝の時間帯特に渋滞する路線だと思うのです。交通量だけが示されているのですが、渋滞への影響などが考えられるかどうか。それは供用後もそうですし、工事中も走行があると思いますので、その辺がもし分かるようでしたら教えていただきたいと思います。

(事業者)

渋滞についてですが、確かに交通量が多いところでして、今回の調査の中でどのくらいの交通量があるかを確認しておりまして、そこに対して、実際に収集車ですとか工事車両についての割合が相当低いものですから、この事業によって渋滞が増すとは考えていません。

(E委員)

ありがとうございました。もし、信号の関係とか不都合が生じるようでしたら、また対処をお願いできればと思います。

2点目なのですが、先ほど地下水の砒素のお話がありまして、供用後に地下水を利用するようなことは特にはないということでしょうか。もし、地下水に影響があるような活動がある場合には、それもやはりモニタリングなどが必要だと思います。

(事業者)

供用後については特に地下水利用はしませんので、工事中だけということになります。

(E委員)

3点目なのですが、低炭素社会といいますか、29 ページで合計の温室効果ガスの収支計算を載せていただいているのですが、4パーセント弱の減少というような見通しになっていまして、この数値が、例えば市民が分別などいろいろ低減することを努力して

いると思いますし、これから人口減少ということで予測しているわけですけれども、高齢化するうえで、生活のスタイルが変わってきたときに変化するような要因もあると思われるのですが、市民の活動によりこれが左右されるような数値なのか、どのくらいの数値なのかというのを教えてください。

(事業者)

今の二酸化炭素の排出量に関してですけれども、29 ページの表の廃棄物の焼却のところが実際ごみを燃やしたときに出る温室効果ガス量になりまして、委員がおっしゃるように、確かにプラスチック系がここに入っていると、同じごみ量でもCO₂排出量が多くなる場所がありますので、これは本事業ではないのですけれども、市循環社会推進課として、ごみの分別等については啓発だったりリサイクルの推進を促したりということをしていますので、その中で対処していきたいと思います。

(F委員)

2点質問があるのですが、一つは、排水計画ですが、準備書の2-19のところに排水計画で簡単に2行くらい書かれているのですけれども、今回、環境影響評価については供用時の水質については評価しなかったのですが、公共用水域へ放流することになったとしても、そのときに施設から出す水質というのは評価しなくてよろしいのでしょうか。

(事業者)

準備書の本編の2-19ページの排水計画の中で、プラント排水の一部を場内において再利用し、余剰分及び生活排水は下水道放流するという記載が、これはすべて施設の中で再利用するか下水道放流にするということで、公共用水域に流す計画とはなっていないです。ただ、敷地内の中に降った雨水については、そのまま出すという計画になります。

(F委員)

下水道に放流するとしても、プラント排水の水質は評価しなくていいということですか。

(事業者)

下水道に流す際には、下水道に流す下水道排除基準というものがありますので、そこを遵守した形で流すということで、下水道処理施設側での環境影響については今回評価はしていません。

(F委員)

ということは、施設の中である程度の処理をするということですか。そういうことは、このプラント設備計画のところに書かなくてよろしいのでしょうか。余剰分については、ある程度の処理をして下水道に排出するという表記のほうが、もしそういう計画であればそのほうがいいのかと思います。

(事業者)

委員のご指摘のとおりで、この文章を見ると、そのまま流すみたいな形に見られますので、今後評価書の段階において、ここの余剰分については排水処理後に下水道放流するという記載に変更していきたいと思います。

(F委員)

もう1点なのですが、これは専門分野外なのでよく分からず、単純な質問なのですが、騒音だったり、振動だったりで予測結果のところ、現状と、それに対して寄与分と予測という三つの値が書かれているのですけれども、例えば配付された資料の18ページの上の表などで、St. 1の朝は現状52、寄与分38で現状と寄与を合わせると52という意味が分からないのですが、寄与分というのは何ですか。

(事業者)

寄与分というのが、これだと施設ですけれども、そこから発生する音のレベルということなのですけれども、これは確かに現況と寄与分で単純な足し算ではございませんで、音というのはエネルギーなものですから、エネルギー換算で計算してあげるというプロセスがありまして、そこで単純な足し算にはならないというような形です。

(D委員)

現況というのは今の状態だと思います。寄与分というのは、新たに事業を始めるとこれだけ発生しますという数値だと思います。何もない状態、更地の状態でこの事業を始めると、こうなりますよと予測した結果を寄与分という形で書いているのだと思います。ただ、先ほどエネルギーといいましたけれども、表示の方法がデシベルという対数表示なので、単純にリニアの対数の中身と中身を算術加算して、それをデシベルに変換すると、二つの差がかなりあれば、最終的な現状+寄与の数値はほとんど変化しない。これが似たようなものだと、それこそ数十まではいかないのですけれども、そのくらいの数値にはなるというもので。これは単位の表し方の問題で、最終的には現況にこういうものが加わるから現況+寄与の数値に、例えば騒音を計る騒音計というのがあるのですけれども、この数値を表示しますよと。仮に18ページのSt. 1の夜間が46だったのが、この事業を始めると38デシベルが新たに発生すると。現況が46という比較的大きな数字なので、最終的に騒音計の表示を見てもほとんど変わらない数値になりますよということを、説明してらっしゃったのですよね。

(事業者)

すみません、ありがとうございます。対数表記なので、少し理解しにくいのですけれども。

(F委員)

分かりました。市民の方にも分かっていたいただけるかなというのは疑問に思います。何をす

ればいいか分かりませんが、注釈をつけるなり、もし可能であれば入れてもいいのではないかと思いました。解説をありがとうございました。

(D委員)

ただ、46 と 38 で、本当に 46 かなという気もあります。これはもう一度計算してみてください。

(事業者)

ありがとうございます。確認してまいります。

(D委員)

もう少し上がるような気がします。

(G委員)

30 ページの追加調査していただいた件につきまして、前回の予備調査のときに、秋の渡りの時期だけということで、新潟市の鳥、ハクチョウの調査がなされていないということでご提言申し上げまして、このたび、しっかりと調査をしていただきまして、また複数回、天候の違うときの調査もしていただきまして、前回に比べてハクチョウ類、その他の鳥の状況についてモニタリングされているなど感じました。ご存じかと思いますが、昨年、新潟市が日本で初めてラムサール都市認証になりまして、従来以上にラムサール認証の佐潟に加えて、潜在候補地である鳥屋野潟や福島潟の重要度が高まっています。そのような中で、ハクチョウに加えて天然記念物のヒシクイとマガンもしっかり確認していただいたということで、ここは評価に値するものだと思います。結果としての評価については問題ないと思いますが、中ほどの予測結果というところ、2行目からの「同区域上空を飛行するハクチョウ類はごく少数であり」ということは、福島潟と鳥屋野潟を移動しているであろうヒシクイ、マガンが直接の飛行ではないですがたくさん確認されていることから、「ハクチョウ類はごく少数」という表現が正しくないと思いますので、総量的には難しくなるかもしれませんが、むしろ頻繁に飛行していることは間違いのないと思いますし、たまたま調査していただいた結果で、鳥屋野潟で見つかっている標識鳥が工事の候補地でも確認されていますので、鳥屋野潟からも水田に十分飛来してくることが考えられますし、天候によっては容易に福島潟まで、つまり途中の経路にあたるこのエリアを飛んでいきますので、「ハクチョウ類はごく少数であり」という表現は見直していただければと思いますので、よろしくお願いします。

(事業者)

ありがとうございました。確かに2日間の調査の結果で、実際、煙突の近くあるいは敷地内の上空を飛行していたのは数個体であったのは事実なのですが、おっしゃるとおり、年間を通じて、あるいは年数を重ねるごとに通るといふ部分に関していえば、確かに数は多いか

と思いますので、その点、修正をしたいと思います。

(G委員)

これからもこのような評価書を次の事業の参考にするケースもおありだと思いますので、このような表現はなるべく正確に記載していただきたいと思います。よろしくお願いします。

(事業者)

承知いたしました。

(H委員)

2点ほど言います。今日配られた資料2の10ページに温室効果ガスという項目があります。その中で、市長意見としては、太陽光発電等の活用ということだろうと思います。確かに候補地の中であるにはあるのですが、非常にささやかな表現で、どのようなものがどれだけあるのかが全然分からない。どういうものを、どれだけの容量のものを使って、今やっているほかの施設と比べたらこれだけになると。太陽光発電でも、それ以外のものでもいいと思いますけれども、その点をもう少しきちんと記載すべきではないかと。それは屋上のどこにどのように設置するのか。それも含め分かればと思います。

もう一つ言いたいのは、緑に関する記載がないのです。表紙見ても全く、野っ原に木が何本か生えているというもので、こんなものではないと思います。私がイメージするのは、県庁の正面を入れて右側のほうに林というか木立があります。あのような形で、小動物がそこに住めるような、下にはいろいろな花が咲くような、できれば小さい花がいいのですが、あまり自然のものをもってくることはできませんけれども、そういうものをどうすべきかということが、準備書を見ても出てきていないのです。通常、敷地があるとここに何パーセントの樹木を植えてくださいと。この点については、計画の段階で何もされなかったのか。それとも、今日の報告の中で記載し忘れたのか、どちらでしょうか。

(事業者)

はじめに、太陽光についてお答えします。お配りした資料は概要版という形になっておりまして、太陽光の記載までは載せていなかったのですが、本編のほうに実は太陽光の規模まで載せていまして、7-326ページになります。ご指摘のとおり、5キロワットという形で予測評価をしている状況でありまして、焼却施設のほうが設計施工を一括発注という形で、プラントメーカーのほうで設計するという形になりますので、現段階で屋根の形状とか、どのくらい置けるのかという指定が難しいところから、現状は、環境影響評価の安全側として5キロワットの規模として、主に啓発目的というところでの記載にしています。電力に関しては、今、ごみの発電のほうをかなり重視しておりまして、発電した電力を売るための送電線網が、これは東北電力ネットワークの送電線網を使って敷地外に電力を送るということで

計画しているのですが、送電線網の空き容量がかなりひっ迫しておりまして、現状、新施設のためにある程度枠を押さえてはいるのですけれども、ごみ発電のほうで容量いっぱいになってしまう可能性があるというところもありますので、太陽光で、例えば規模を大きくした形で指定してしまうと、今度、ごみ発電を減らさなければいけなくなる可能性もありますので、アセスの段階では5キロワットということで計算しております。

(H委員)

書いてあることは知っています。しかし、あまりにも簡単な書き方なので、もう少し今言ったような説明が必要だったのではないかと思います。

それから、電力の充電の設備があるのか、ないのかというような説明が何も無い。私は今の新しい羽田空港ができたときに視察に行っているのです。ぜひ見てほしいということで。充電設備、太陽光発電などいろいろと見せていただきました。非常によくできていまして、一番重視しているのは実は充電設備なのです。非常時の場合、電気が消えると大変なので。もう少し丁寧な書き方があったのではないかと。あまり説明するとかえって大変なのでこの程度にしたのではないかと思います。

(会 長)

緑についてはいかがでしょうか。

(事業者)

現状の準備書の中に細かい記載はしていなかったのですけれども、実際に施設を造る中で、新潟市の景観基準ですとか、工場立地法などの関係で緑地面積の規定もありますので、その中において実際の計画をしていきたいと思っております。

(H委員)

分かりました。それはまだ進まないということだろうと思いますけれども、できればやはりこの段階で、どのような種類の木をどのような場所に植えると。今、ハクチョウのことを話されましたけれども、いろいろな鳥が集まる、そういったところに市民が憩いの場とするような、憩いを感じるようなところになるのが私の希望です。

(会 長)

ありがとうございました。

だいぶ予定の時間が押していますので、最後の質問とさせていただきます。後日、改めて準備書について事務局よりメールで意見照会があるとのことですので、質問はいったんここで打ち切らせていただきますが、ウェブで質問の希望が出ておりますので、お願いいたします。

(I委員)

念のためにチャットのテキストでもお送りしたのですけれども、2点ほどあります。まず

1点は、これはそもそも計画諸元の部分にかかわることなのですが、焼却炉でありますので、焼却方式によって環境影響評価の対象となる評価数値が変動するのではないかと。ですので、そこは評価しなくていいのかということが1点です。

二つ目に関しては、道路騒音レベル、これは先ほど質疑のほうでこういう方向がいいのではないかとすでにご提案いただいているので、これに関してはご意見のとおりにさせていただければと思います。ですので、1点目のみお願いします。

(事業者)

処理方式についてのご質問をいただきまして、今、排ガスの基準というものを設定してまして、処理方式の中ではその基準を満たしているかどうかについて評価しておりまして、処理方式で5項目1次評価、2次評価まで残った5方式についてはすべて基準を満たせることは確認をしております。炉の違いによる排ガスの評価数値の変動の部分になりますけれども、炉というよりは、どちらかという排ガス処理設備のほうでの効果が大きくありまして、そこについては処理方式以外の部分で評価をしているということになります。

(I委員)

つまり、数値を出されて評価されているのですが、それはどの焼却方式を選定しても変わらないということなのですか。そうであれば、別に焼却方式を変えた場合の数値についてお聞きしなくていいのですけれども。

(事業者)

こちらの示した数値を満たせるかどうかというところで判断をしていますので、そこについては変わらないということになります。

(I委員)

計画諸元の判断についてお聞きしているのではなくて、環境影響評価の対象の数値は焼却方式によって変動するのでしょうか、しないのでしょうか。

(事業者)

しないです。

(I委員)

つまり、環境影響評価の趣旨としては、ゼロ・オプションも含むさまざまな事業実施方式に関して環境影響評価をせよとなっておりますが、焼却方式によって汚染物質の排出量等いろいろな点が違ってくるのであれば、それも事業の実施方式の評価対象になるのではないかと思ったのですが、事前に委員会をやって焼却方式に関してはすでに決定済みであるとして計画諸元を入力していますよね。ただ、計画諸元のところに焼却炉の方式によって数値があとから計算できるのであれば、参考までに見られたらいいなと思うわけでありまして、焼却方

式によって大気汚染等の数字が変わらない、同じであるというのであれば、ああ、そうすかということなのです。

(会 長)

変わらないというご回答でしたね。

(事業者)

変わらないです。

(藤堂委員)

わかりました。

(会 長)

だいぶ時間も過ぎておりますが、先ほども申しましたように、後日改めて事務局よりメールで意見照会がありますので、次に移らせていただきます。

次に、次第4「その他」でありますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

本日配付しました参考資料について説明させていただきたいと思います。事業者より説明がありましたとおり、準備書の縦覧における市民等からの意見書の提出はございませんでした。市の関係課からの準備書に対する意見について一覧にいたしましたので、参考までに配付させていただきます。今後、市長意見形成の際の参考にしていきたいと思いますので、委員の皆様にも共有させていただきます。

(会 長)

ほかに、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私の進行は以上で終わります。ご協力ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

(司 会)

皆様、大変長い間ありがとうございました。今回の準備書に関するご意見等につきまして、時間の制約でここまでということになりますが、改めてメールで照会させていただきますので、ご意見等がある委員の方につきましては、今後お送りするメールへご回答いただければと思います。いただいたご意見等を踏まえ、事務局で答申書の素案を作成し、次回の審査会でお示ししたいと考えております。次回の審査会は11月下旬頃の開催を予定しております。

それでは、以上をもちまして令和5年度第1回新潟市環境影響評価審査会を閉会させていただきます。皆様、長時間にわたり大変ありがとうございました。